

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年10月26日(月)

今週のことば

中央銀行デジタル通貨

中央銀行が発行するデジタル通貨について、日銀は現時点でデジタル円の発行計画はないとしているが、今後の環境変化に備え、来年度から実証実験を開始する。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/26(月) 赤口 臨時国会召集、プロ野球ドラフト会議
27(火) 先勝 読書週間
28(水) 友引
29(木) 先負 十三夜、年賀はがきの販売開始
30(金) 仏滅
31(土) 大安 ハロウィン
11/ 1(日) 赤口 大阪都構想の住民投票・投開票

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/19(月)	23,671 △260	105.39 ▼0.09
20(火)	23,567 ▼104	105.54 ▼0.15
21(水)	23,639 △72	105.01 △0.53
22(木)	23,474 ▼165	104.54 △0.47
23(金)	23,517 △43	104.68 ▼0.14

マスクやPCR検査等は医療費控除の対象？

医療費控除は、本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費（保険金などは差引く）が10万円（所得200万円未満の方は所得の5%）を超える場合、超えた金額を所得控除できる制度です。

◆マスク購入やPCR検査の費用は

医療費控除の対象となる費用は、医師による診療等の費用や、治療に必要な医薬品の購入費用などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外です。

今年は新型コロナの発生により、多くの方がマスクを購入していますが、感染予防のためのマスクの購入費用は、医療費控除の対象にはなりません。

また、新型コロナの感染を診断するPCR検査の費用については、医師等の判断により検査を受ける場合、検査自体の費用は公費負担となるため自己負担はありません（診察料など検査以外の費用の自己負担分は医療費控除の対象）。

一方、無症状の方が感染の有無を確認するため、自己の判断によりPCR検査を受ける場合は自費診療となり、検査費用は医療費控除の対象外となります。ただし、検査の結果、陽性であることが判明して治療を行った場合は対象となります。

◆オンライン診療を利用した場合の費用は

新型コロナ感染防止のため、医療機関が導入しているオンライン診療（スマホやPCなどを用いて自宅などで医師の診察を受ける方法）を利用した場合は、診察料や治療に必要な医薬品の購入費用のほか、オンライン診療を受けるためのシステム利用料も医療費控除の対象となります。

なお、処方された医薬品を自宅に配送してもらう場合の配送料は対象外です。

■この記事の詳細は、情報BOX201540

収入を雑所得等で申告した事業者の家賃給付金

新型コロナの影響を受けて、本年5月～12月の間で売上が一定以上減少した事業者の地代・家賃を軽減するため、法人は最大600万円、個人は最大300万円を給付する「家賃支援給付金」は、今月18日時点で約61万件の申請があり、約32.8万件の給付が行われています。

今月29日からは、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動の収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告をしている個人事業者（フリーランスを含む）の方を対象とした申請受付が開始されます。

なお、本給付金の申請期限は、来年1月15日までとなっています。

来月実施「外国人労働者問題啓発月間」

毎年6月の「外国人労働者問題啓発月間」は、新型コロナの影響により今年度は11月に実施されることになり、外国人労働者を雇用する際の労働条件などルールの周知・啓発が行われます。

外国人労働者を雇用する場合は、就労が認められる在留資格であるか等を在留カードなどで確認し、不法就労にならないようにします。また、雇用・離職の際、事業主にはハローワークに外国人雇用状況の届出が義務付けられています（今年3月から届出に在留カード番号の記載が必要）。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

マスク購入やPCR検査費などの医療費控除の適用関係

◆医療費控除の概要

医療費控除は、その年の1月から12月までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費※が10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%の金額）を超える場合に、超えた部分の金額を所得控除できる制度です。

確定申告により医療費控除を適用を受けることができますが、その際、領収書に代えて「医療費控除の明細書」の提出が必要となります（令和2年分の確定申告から、医療費の領収書の添付等で医療費控除を受けることは出来ません）。

なお、医療費控除は、セルフメディケーション税制（予防接種や定期健康診断など一定の取組を行う方に係るスイッチOTC医薬品の購入費の一定額を所得控除）との選択適用となります。

※保険金などで補てんされる金額がある場合は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。

◆マスク購入費用やPCR検査費用、オンライン診療に係る費用の医療費控除の適用について

医療費控除の対象となる医療費は、主に医師等による診療や治療のために支払った費用、治療や療養に必要な医薬品の購入費用（風邪などを治すために購入した市販の医薬品も対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための費用は対象外）などで、診療や治療に直接必要な費用が対象となります。

【マスク購入費用の医療費控除の適用について】

新型コロナウイルス感染症を予防する目的で着用するマスクの購入費用は、病気の予防のための費用となるため、医療費控除の対象となりません。

【PCR検査費用の医療費控除の適用について】

◎医師等の判断によりPCR検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

※医師等の判断によるPCR検査は保険適用となり、検査費用の自己負担分も公費負担となるため検査費用は発生しませんが、検査以外の診療費については自己負担分が発生します

◎自己の判断によりPCR検査を受けた場合（上記以外）

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるため、その場合の検査費用は、医療費控除の対象となります。

【オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について】

オンライン診療では、スマートフォンやパソコンなどを用いて自宅などから医師の診察を受けることができ、診療により処方された医薬品については、医療機関から希望した薬局に処方箋情報が送付され、その薬局から自宅への配送してもらうこともできます。

オンライン診療に係る費用については、それぞれ次のとおりとなります。

◎オンライン診療料

オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。

◎オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

◎処方された医薬品の購入費用

処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

◎処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。